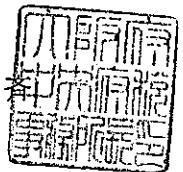


平成28年9月5日

自治労大阪府職員労働組合
税務支部 中央分会
分会長 阪田 淑子 様

大阪府中央府税事務所長 小幡



回 答 書

2016年8月10日に提出のありました要求書について下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項		回 答 事 項	
1	当局は分会との労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。	1	良き労使関係については、尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。
2	平成25年4月より新事務所として4フロアに分かれての業務を行っているが、職員の安全衛生の観点からの更衣室兼休養場所の拡充及び女性職員の増加に見合うトイレを設置をするとともに、各フロアの職場環境が同一となるよう改善を行うこと	2	7階の女子トイレの増設は困難でありますので、身障用トイレや8階など別フロアの女子トイレを利用願いたい。 7階の更衣室についても拡充は困難で、今後も女性職員の増加が見られる場合等には、一部を6階に移動するなどの措置を検討しております。 職場環境については、今後とも事務所全体として向上するよう努力してまいりたい。
3	一般定期健康診断・特別健康診断（女性検診・人間ドック・VDT作業等）の充実や受診対象範囲の拡大をはかり、職員の健康管理体制を強化すること	3	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
4	職員の健康保持・増進および快適な職場環境の形成をはかるため、生活習慣病対策・メンタルヘルス対策・インフルエンザ等の感染予防対策を強化するとともに、常備薬品等の拡充をはかること。	4	当所安全衛生委員会において検討し、所属としての対策を講じるとともに、要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。 常備薬品等については、必要な範囲内で対応してまいりたい。
5	執務室の空調・換気・照明・臭気等については、日常的に点検を充実するとともに、冷暖房運転については、職員の健康管理に留意して行うこと。	5	各執務室における空気環境、照度につきましては、定期的な測定を実施しており、いずれも適正である結果が出ております。 冷暖房運転については、今後とも職員の健康管理に留意し適切な運用に努めてまいりたい。